

## 平成 23 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）議事録

- 1 日 時 平成 23 年 12 月 1 日（木）18：30～20：30
- 2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階第二委員会室
- 3 出 席 赤間委員，阿部委員，伊藤委員，岩館委員，大坂委員，菅野委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，坂井委員，鈴木委員，目黒委員，諸橋委員，八木委員，山縣委員，渡辺委員
- ※欠席委員：白江委員，瀬野委員，中村委員，橋本委員
- [事務局] 鈴木健康福祉部長，熊谷障害企画課長，石澤障害者支援課長，林精神保健福祉総合センター所長，大嶋障害者更生相談所長，佐藤発達相談支援センター所長，佐久間南部発達相談支援室長，伊藤宮城野区障害高齢課長，武山太白区障害高齢課長，山崎泉区障害高齢課長，岩淵主幹兼企画係長，金子主幹兼社会参加推進係長，石川主幹兼障害福祉サービス係長，山縣生活支援係長，大関施設支援係長，佐久間，大内
- ほか傍聴者 9 名

### 4 内 容

#### (1) 開 会

#### (2) 議 事

事務局より定足数の確認がなされ，会議の成立が確認された。

議事録署名人について，会長より岩館委員の指名があり，本人の承諾を得た。

#### (1) 報告事項

##### ① 作業部会の報告について

会 長 本日の議事につきましては，仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき，公開といたします。

まず，報告事項，作業部会からの報告です。作業部会の議事録や資料につきましては，随時事務局より委員の皆様へ送付されておりますが，今回は各部会の提言・報告がまとまっておりますので，それぞれの委員長から簡潔にご説明願います。

まずは，障害児支援作業部会について，赤間委員からご説明願います。

赤 間 委員 障害児支援作業部会での検討結果について，ご報告いたします。

資料 1 「障害児支援のあり方と今後の方向性についての提言書」をご覧いただきたいと思ひます。

まず，1 ページに「はじめに」として当作業部会における仙台市障害者施策推進協議会からの検討依頼事項 2 点について掲載しております。

1 点目は，仙台市障害児通園施設における就学前療育のあり方と今後の方向性について，もう 1 点は仙台市放課後ケア・タイムケア事業におけるあり方と今後の方向性について。これら 2 点の検討事項につきまして，これまで 5 回にわたり検討を行って

まいりました。

当作業部会といたしましては、これまでの検討結果につきまして提言書という形で報告させていただきます。提言書の構成は、提言内容の総括としての「総論」、各事業における具体的な提言としての「各論」の 2 部構成となっております。

初めに、総論からご説明いたします。2 ページをお開きください。

当作業部会といたしましては、障害児支援を考えるに当たっての理念といたしまして、まずは 1 人の子供の発達をどのように支援していくのが原点であり、その上で人間の成長プロセスを重視した支援環境の整備と幼少期から青年期までの一貫した支援を実現すべきであるとまとめました。

また、こうした理念に基づき、障害児本人とその家族、それを取り巻く環境という三つの視点から見た支援のあるべき姿について、「2. 障害児支援のあり方」にまとめています。

はじめに、障害児本人に対しては、児童の将来を見据えた基本的な視野に立った支援がなされなければならないこと。次に、家族に対しては、子供の成長に伴って訪れるさまざまな場面を一つ一つ乗り越えていけるよう、しっかりと支えていかなければならないこと。そして、行政や事業の実施者は、さまざまな連携をもとに本人・家族の自立に向け一貫した支援を行っていくことが必要であるとしております。

このような理念とあり方を考え方の基本に据えながら、次年度の法改正や療育の場の確保、利用者負担といった喫緊の課題にどのように対応していくべきか等につきまして、以降に提言しております。

まず、次年度の法改正の対応につきましては、就学前療育と放課後ケアとともに、移行が想定されます施設種別へのスムーズな移行を図ることが大事であり、その上でそれぞれの事業の新たな展開を目指すべきであるとしております。このうち、就学前療育への移行が想定されます「児童発達支援センター」につきましては、地域の拠点施設として求められる役割を十分に果たしていくことができるような運営体制の構築が求められていることについて。また、放課後ケア・タイムケア事業からの移行が想定されます「放課後等デイサービス事業」については、運営の安定化や利用者サービスの向上を図るため、すべての事業所が事業所指定を受けることができるよう、所要の対策を講じる必要があることについて提言しております。

次に、利用者が必要とするサービスを十分に提供できるようにするためには、ニーズに応じた協力の場の確保が必要であるという認識から、「4. 療育の場の確保」におきまして、これまでモデル的に実施してきました親子通園施設での障害が重い子供たちへの対応を、ほかの施設にも汎化させる必要があることや、放課後ケア事業所における週 2 日の利用制限を見直すことが必要であると提言をいたしております。

次に、「5. 利用者負担」では、発達に不安のある児童すべてに対する療育の機会を保障するため、居住地分布に基づいた効果的な施設の配置と、法改正によって同一種別となる施設間における利用者負担の軽減と均一化を図るべきであると提言しております。

続きまして、4 ページからの各論についてご説明いたします。

はじめに、就学前療育につきましては、先の総論における具体的な提言といたしまして、「(1)法改正による施設再編の方向性」において、現在の知的障害児通園施設 2 カ所と親子通園施設 9 カ所の計 11 カ所すべてについて児童発達支援センターへの移行を目指すべきであると提言しております。また、それにあわせてモデル事業を 3 カ所に拡大することと、これまで利用料を徴収していた知的障害児通園施設についても減免し、利用料の平準等を図るべきであると提言いたしました。

7 ページからの放課後対策につきましては、小学生を対象とした放課後ケア事業所 24 カ所と中学生・高校生を対象としたタイムケア事業所 11 カ所、合わせて 35 カ所すべてについて放課後等デイサービス事業へ移行すべきと提言いたしました。この結果、これまで仙台市が独自に行ってきた年齢による利用対象の制限がなくなり、受け入れ枠が拡大されることが期待できますことから、放課後ケア事業所の利用制限の見直しとタイムケア事業所の利用定員拡大に向けた移転費用補助等の支援策についても提言しております。

また、就学前療育・放課後対策共にこうした法改正に合わせた各種サービスの拡充に加えまして、今後に向けた事業のさらなる充実を実現していくために関係する行政機関や施設等との連携を密にしていくとともに、新たな担い手などの人材育成に向けた取り組みが必要であると提言したところでございます。

最後に、4 カ月間に 5 回の協議が行われるというタイトなスケジュールではございましたが、各委員の熱意と積極的な意見・提案によって、非常に具体的で実行性の高い提言にまとめられたのではないかと感じております。以上で報告を終わります。

会 長 赤間委員、ありがとうございます。

三つの各作業部会の報告を受けてから、皆様にご意見をいただきたいと思っております。続きまして、就労支援作業部会について大坂副会長からご説明をお願いします。

副 会 長 資料 2 に基づきまして、ご報告申し上げます。

作業部会の提言「障害者就労支援のあり方と今後の方向性について」であります。

私どもの作業部会は、計 4 回開催をしました。その中で、中間報告で申し上げましたとおり、1 ページにある課題六つを抽出し、このあと各論で述べていきますが、この課題を解決していくための議論を重ねました。

まず、総論として 1 ページの下から 3 ページの上まで、1 から 5 として就労支援の前提条件について、範囲であるとか、なぜ就労支援をするのか、目的などいろいろと述べております。3 ページの上の方、報告書の考え方としては、(仮称)障害者総合福祉法の制定、障害のある方の就労ニーズの変化などを見据えて、これからの事業化のための根拠となる考え方を示しており、その基本は「いきがいをささえる」、「わかるをひろげる」、「つながりをむすぶ」、「きっかけをつくる」の四つであります。それぞれについては以下に説明してあります。

これを踏まえ、各論で、大きくは 3 ページ中ほどの「多様な就労による生きがいづくり」と、5 ページの「就労支援体制の充実」とについて具体的に提言をさせていただきました。

多様な就労による生きがいづくりについては、まず場の創出。これは、いろいろなところでいろいろな障害のある方が就労できるように、いろんな働き方を開拓してこうというものと、それから 4 ページで、新しい働く場の創出。もう一つは、就労したけれども継続できないことについて、やはり課題があると思っておりますので、継続のための支援も重要であろうと考えております。

また、福祉的就労の場についても、働いている方が生きがいを持つためには、やはりより高い収入が得られるようにしなければいけない。そのために必要なこととして、施設の営業力と企画力の強化、それに向けた研修プログラムを開発しなければいけないという結論に至りました。

また、障害者の就労促進のためには、やはり普及・啓発が大切だろう。まず企業に向けた普及啓発の推進、事業所の方にいろいろ理解をしていただく努力をさらに進めなければいけないということが一つと、それから障害者理解について、やはり多くの方が障害のある方に接することが雇用に結びつくのではないかとということ、ここに入れさせていただいております。

5 ページに行きまして、支援体制として重要なものはネットワーク化であります。点から面へということではありますが、その中では、まず一つは支援ネットワークで、やはり私たちは、仙台市で作った施設であります障害者就労支援センターを中心として、支援ネットワーク、コーディネート機能、スーパーバイズ機能、それから 6 ページにきまして三障害それぞれはあとぽーと、アーチル、それから障害者更生相談所など専門相談機関のバックアップを得ながら、就労支援センターが機能を果たせるようにしていくのが妥当ではないかと考えました。

一番重要なことは、6 ページの「(2) ①アセスメント機能の強化、②人材育成のための教育研修システムの構築」であります。それぞれの個別のニーズに合わせたきめ細かい支援策として、アセスメント機能を強化しなければいけないだろうと思っております。これは、専門相談機関に協力いただき、障害者就労支援センターがさらに機能強化できるようにお手伝いをいただきながら進める必要があるだろうということ。それから、これは施設の職員等も含めまして、人材育成はとても重要であり、福祉施設の職員が障害者の就労について、もう少しその専門性が発揮できるような研修を急いでやる必要があるだろうことから、述べさせていただきました。

短い期間ではありましたが、今後の課題とそれにもとづいた具体的支援策をご報告させていただきました。以上でございます。

会 長 大坂副会長、ありがとうございます。

続きまして、最後になりますが、災害時対応作業部会について、今日は白江委員が欠席ですので、伊藤委員からご説明をお願いいたします。

伊 藤 災害時対応作業部会の伊藤と申します。白江委員が欠席のため、私からご報告をいたします。

資料 3 をごらんいただきたいと思います。私どもの部会は、計 4 回開催いたしました。

資料の 1 ページをごらんいただきたいと思います。10 項目に分けて主な議論、意見、さまざまなことについて、最初の会はフリートークを中心に、今年の 3 月 11 日のことを振り返りながら、委員の皆さんのさまざまな経験や感じたことを話し合っていました。

項目としましては、「防災意識の向上・平時からの備え」、「障害者理解の促進」、「安否確認」、「在宅要援護者」、「指定避難所・福祉避難所」、「情報発信・移動手段等」、「社会福祉施設（障害者関連施設）」、「ボランティア」、「心のケア」、「仮設住宅」として、それぞれ自助、共助、公助という取り組み主体の観点から、また平時、発災時、発災数日後、そしてそれから、といった時系列の視点も含めまして、検討を行いました。

2 ページから各論に入っていきます。

まず防災意識の向上・平時からの備えについては、4 点の方向性が挙げられています。まず、各障害者と家族の災害に対する備え、地域で支え合い、地域の絆を強める取り組み、行政による自助、共助の取り組みの促進として、自助、共助、公助の大切さをうたっております。また、今回の震災以降、これを後世に生かすために記録、保存、発信等も大事だという意見が出されました。

3 ページをごらんください。障害者の理解促進に関しまして、これは災害時だけではなく平時から、また、私たちの部会だけではなく全体的な問題ですが、やはり平時からお互いの顔が見える関係性と、障害者、健常者の共生が議論になりました。

続きまして、4 ページでは、災害時要援護者の把握・災害発生時の安否確認が挙げられています。これも様々な安否確認が行われていますが、やはり災害時要援護者の登録、ここが議論の中でも随分時間をさいたのではないかと思います。また、町内会など、今回、委員として民生委員・児童委員の方に入っていておりましたが、そういったところからの支援の状況なども議論に上がりました。

課題としましては、やはりこれも普段からいわれていますが、個人情報保護に関して、どう活用していいのか。個人情報保護と災害時要援護者の個人情報の公開という課題を挙げています。また、近隣との交流がない、地域との関係を拒絶したり、または孤立している障害者の把握と関係づくりについての課題も伺っております。

続きまして、5 ページをごらんください。在宅要援護者支援について記載しております。

続きまして、6 ページにかけて、指定避難所についてです。指定避難所のバリアフリー化、電気や物資の確保。今回は民間施設も避難所になりましたが、さまざまな指定避難所が私たちにとってどう使いやすくなっているか、また全市的に一定の水準が保たれた避難所の運営の実現、マンパワーの確保について挙げています。

6 ページの下が福祉避難所の記載です。福祉避難所は、指定避難所の項にも入れて

いますが、やはり今回の震災で本当に大きな部分を占めました電気等のインフラ、物資の備蓄、また福祉避難所をすぐに必要とされる方々に対し、福祉避難所の職員を中心に要所要所の安全・安心を確保する体制について議論されました。また、福祉避難所の開設場所について、地域的な配置と設置数の増加が必要との意見もありました。

7 ページは、情報発信・移動手段等について。情報に関しては、今回の震災で、媒体としてインターネットがこれまで以上に多く使われたと思います。また、メディアでもこれまでの災害以上に事細かに情報が流れましたが、それが障害のある人たちにとって本当に使いやすかったかどうか。また、インターネットの情報も、その情報が正しいのかも含めて、情報の伝達手段。また、光、文字、音声など障害の特性に合わせた情報提供も必要だと言われております。

移動手段について、みなさんととても苦労されたと思いますが、特に燃料の問題について、優先給油に関するルールづくりもしてほしいという意見が出されました。

8 ページをごらんください。社会福祉施設ということで、施設の中での震災を踏まえた備えの補強、地域にある障害者施設機能の地域支援への活用などが挙げられて、また結果についても報告されました。

9 ページはボランティアについてです。今もたくさんの方々が被災地に入って活動をしている状況ですが、そういった障害者を支援するボランティアと支援を求める障害者をつなぐ仕組みの構築、また、これをいかに継続的に活用し続けていくかという議論がなされました。

心のケアについて、9 ページの下の方に示されております。難しい課題ではありますが、長期支援を推進する体制の整備、子供から高齢者まで各世代にわたる心のケアの実施、ピアカウンセリング、障害がある人たち同士や、もっと気軽なサロン活動も含め、障害のある人同士の関わりが必要であるなどということが話し合われました。

10 ページ「仮設住宅について」をごらんください。これからの問題でもありますが、仮設住宅の住環境の整備、また次の災害に備えたバリアフリー仮設住宅の必要性についての全国への発信。ここで大きな問題になりましたのは、民間賃貸住宅を仮設住宅と見なす「みなし仮設」。仙台市内ではみなし仮設に入居している方々が多く、みなし仮設に住む障害者への情報提供や相談・支援の実施について議論されました。

以上、10 項目という多岐に渡った、また深い論議であり、これだけのものを全て盛り込むのは難しいとは思いますが、これからの仙台市のさまざまな計画の中に、この意見をぜひ盛り込んでいただきたいと思っています。

最後に、今回私たちの作業部会には、日本障害フォーラムみやぎ支援センターの事務局長として全国各地からいらしている方に、毎回オブザーバーとしてご参加いただき、県内の支援状況、また阪神大震災の経験なども含めたご支援・ご提言などをいただいたことも申し上げておきたいと思っております。

会 長 はい、ありがとうございました。

さて、三つの作業部会についての報告がありましたので、これらの報告を受けて関

連する情報提供やご意見がございましたら、委員の皆様から伺いたいと思います。いかがでしょうか。

今回は、具体的に報告書でしっかり書き込んでいただきました。これを今度はどう計画に生かしていくかが私たちの戦いではありますが、この三つの報告に関してのご意見、またはそれぞれ違う部会には属していても、関連する情報の提供などありましたらいただきたいと思います。

関連して、先ほど伊藤委員から日本障害フォーラムみやぎ支援センターについての報告がありました。12月4日、もう間もなく県外からの支援員の大規模な支援は終了することになります。その後は、地元で何ができるか地元団体、関係者が考えていく課題だろうと思いますので、申し上げておきます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

## (2) 協議事項

### ① 次期仙台市障害者保健福祉計画・第3期仙台市障害福祉計画の中間案について

会 長 では、本当に大事なことですので、協議事項に入らせていただきたいと思います。

(3) 協議事項、次期仙台市障害者保健福祉計画等の中間案について、事務局から説明があります。

事務局 (熊谷課長) (3部会からの報告について、短期間での厳しいスケジュールの中での作業に謝意。そのすべてを中間案の中に意見として盛り込むことは不可能であるが、意図するところはできる限り汲み取っていること、また、災害時対応作業部会において計画を作ることがゴールではなくスタートだとの話があり、次期計画を具現化していく際には、提言にたち戻り充実を図ってまいりたい旨発言。

資料5に基づき、前回骨子案からの変更点を中心に説明。次項目で議論いただくパブリックコメントはこの中間案について行う予定である旨補足。

さらに、前回協議会での説明について、障害者基本法に関連し、「可能な限り」という表現に係る国会答弁について、「できる限り」と説明したが、「最大限努力する」との答弁であった旨修正。）

会 長 仙台市障害者保健福祉計画と第3期仙台市障害福祉計画中間案について、前回、委員の皆様からの議論を受けて修正したところ、また、前回はまだ示すことができなかったところが、今回、具体的に説明されています。制度も変わることを踏まえ、計画は私たちの障害者保健福祉のあるべき理念を、明確に、仙台市らしく打ち出していくこと、障害福祉計画については国が示す指針等に応じて設定していくとのことで事業計画について示されました。前回、ご指摘された委員の方々も含めて、今回の中間案についてご意見などありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

はい、伊藤委員お願いします。

伊 藤 基本目標について、主体的な表現にという前回の意見、取りあげていただいてあり  
委 員 員 がとうございます。

17 ページ「施策の展開」の基本方針 1（2）障害者の権利擁護や虐待防止対策の推進について。一つは、①権利擁護の推進には、成年後見と日常生活の自立支援事業の両方を含めてこういう書き方をなさっているのか。成年後見がここに入っているとすれば、分かりにくく感じられるので、成年後見と日常生活自立支援事業と別にしていただくのが良いかと。名称として「成年後見」も入れながら、少し書いていただくことも必要であると思います。それと、②虐待防止対策の推進に関しまして、障害者虐待防止法が成立し、来年施行されて市町村にも障害者の虐待防止センターが設置されるのが義務づけられています。この「虐待防止センター」の名称を入れて、センターの運営を図っていくことをここに書いていただいてもよろしいのではないかと思います。また、県の権利擁護センターとの連携を図りながら、虐待防止を図っていくとうたっても大丈夫ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

会 長 成年後見制度という文言をしっかりと盛り込むべきではないか、また、虐待防止法に関しまして関係するセンターの名称も書き込むべきではないかというご意見です。

事務局、その辺の検討はどうされたのかなど、簡単に説明していただきたいと思えます。

事務局 事務局 (熊谷課長) まず、1 点目の権利擁護については成年後見も入っています。こちらにつきましては、中間案でパブリックコメントを受けるため、概略的に記載し、できるだけ分かりやすい表現としております。中にはどうしても書けなくて事業名を書いているところもあります。できるだけ事業名を落とす表現で、中身を落としていきたいと考えています。また虐待防止センターについては、この役割を書き足しますと少し長くなりますので、短くした部分がございます。

今回は推進する施策のみを書いています。計画案の最終段階では、できれば各事業の現状について、関連事業といった形で、事業を伴った形で整理できればと考えてございます。現在、全庁に関連事業の照会も行っているところでございます。

会 長 分かりやすい説明を目指しているが、事業名について後から具体的に示すことも考えているということです。以上でよろしいでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 24 ページの表で、相談支援事業に成年後見制度利用支援事業の項目がありましたので、書いてもいいのかなど。

会 長 24 ページには、障害分野として制度ができたため、使い分けをしているが、そこに分かるようにしていったらということですね。（伊藤委員、了解。）



はい、ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。委員の皆様からのご指摘を受けて、また分かりやすくということで、事務局が中間案を提出しているところです。この分かりやすくというのは、市民の方々も含めて、市民というのは障害のある市民、障害がない市民。本当は、「障害がある市民」「障害がない市民」と言う必要がない社会になればいいですが、今のところそういう言い方をさせていただき、誰もが理解していくことがやはり大切だということで、この内容については、次の項目で実施について検討していただきますが、パブリックコメントで、分かりやすい表現で皆さんに考えていただくことを含めて進めていくところだと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

まずは考え方を示すのが、障害者保健福祉計画。しかし、やがて具体的なことも分かりやすくしていく。ただし、一度にたくさんの情報が書けないところもあるというのが先ほどのやり取りだったと思います。それはそうだが、やはりこうあるべきではないか、などご意見がありましたらいただければと思います。よろしいでしょうか。

また、それぞれの作業部会の提言もすべてを取り込むことはできないかもしれないけれども、それぞれの作業部会で検討された方々で、さらにご発言などありましたらいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、今回は基本目標も「誰もが互いに尊重し、支え合いながら、生きがいを持って、自立した生活を送ることができるまち」具体的な名称として「仙台の実現」と、仙台という言葉が出てきました。これは私たちの暮らしやすいまちは私たちがつくっていくことが明確に示されているとも、恐らく読み取るのだと思います。

そのほか、委員の皆さん、ご意見など何かありましたらいただければと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

先ほど伊藤委員からいただいたご意見を本当に大事にしながら、また取り組んでいく必要があると思います。

## ② パブリックコメントの実施について

会 長 では、協議事項②に移らせていただきたいと思います。  
パブリックコメントの実施について、事務局から説明願います。

事 務 局 （資料 6 に基づいて説明。）  
(熊谷課長)

会 長 パブリックコメントの実施について、事務局から説明がありました。  
皆さんとともに策定してきたこの中間案を市民の方々に示し、ご意見をいただく期間、配布・閲覧場所、送付先、また意見の提出方法が示されていますが、このことについて皆さんからご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

はい、桔梗委員お願いします。

桔 梗 資料の送付先について、これは主な想定というお話でしたが、郵送かメール添付か

平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

委員 分かりませんが、ここは障害者に直接かかわっている人、施設・団体への送付という理解をしております。逆に、今回は障害者保健福祉計画やさまざまな推進に関わっている障害者を受け入れている企業や、一方的なところではなくお互いに共存することを入れて書いてありますので、実際にこの施策を見守っていただくととらえ、今、現状で障害者を受け入れている企業や民間団体への送付も考えてはいかがかと思えます。郵送代がかかるのであれば、企業の担当者は必ずメールをみておりますので、メール添付で全くかまいません。

会長 はい、ありがとうございます。

桔梗委員のご意見は中間案の 26 ページでも各主体の役割に関連していますが、障害者団体、企業などの役割、地域の役割、市民の役割として挙げているわけだから、障害者団体・関係施設だけではなく、役割を持つことが想定されるところに送付してわかるべきではないかということです。とても大事な意見だと思います。

ただいまの意見を含めて、事務局から、これからの方向性について確認をお願いしたいと思います。

事務局 (熊谷課長) ありがとうございます。先ほど会長からもお話しありましたけれども、障害のあるなしにかかわらず、市民の方々に広く知らしめたいと考えております。

一方で、障害者就労を受け入れる企業も、現場を知っておられるので貴重なご意見をいただけるとのことでございますが、私どもも全部の企業を把握しているわけではないので、可能な限り何らかの形で対応させていただきたいと考えてございます。

会長 ありがとうございます。そのようにお願いいたします。

はい、次に久保野委員、お願いします。

久保野委員 意見の提出方法、そして留意事項のそれに関連した 1 行目について、一般的なパブリックコメントでは妥当だと思いますし、口頭での回答は適切な実務としては難しいところもあろうかとは思われますが、この計画はまさに障害のある方、障害者施策に関する問題提起でございますし、計画についてはモニタリングの段階では集まっていたいて、あるいは施設に出向いてかなり柔軟なやり方でご意見をいただいているなら、せつかくそういうことをやっていることもあり、もしできれば、例えば文章での意見の提出が難しい場合には口頭でも受け付けます、ですとか、あるいは少なくとも、ご相談をここで受けることもできますのでご相談くださいといったような、何らかのことができるとうろしいのではないかと思います。

会長 コミュニケーションの障害という特性もあるわけですので、コミュニケーションに相当な制限がある方の場合は、そういう方に対応する手段をしっかり使って実施していくべきではないかとの意見でした。これは大事なことだと思います。具体的にどの

ようなことをするか、もし事務局にありましたらお願いしたいと思います。あとは、皆さんと考えるということもあります。

事務局  
(熊谷課長) ある意味、非常に頭の痛いところで、もっともなところもあり難しいところですが、確におっしゃられるとおりでとは思いますが。その辺の表現等も含めまして、ちょっと考えさせてください。申しわけございません。

会長 よろしいでしょうか。その大事さということ踏まえながら、どのように実現していくかということだと思います。ありがとうございました。  
そのほか、委員の皆様からいかがでしょうか。はい、坂井委員お願いします。

坂井委員 意見の募集期間について、年末にかかっていますが、この時期を若干でも外せないかと。例えば、12月中旬からとか、時期的に繰り上げることも可能ではないでしょうか。お伺いします。

会長 この中間案の取り扱い方、さまざまな手続き等についても説明していただきながら、提案の期間について説明をお願いします。

事務局  
(熊谷課長) 私どもといたしましても、準備ができれば、できるだけ早い時期でやりたいと考えてございます。

今、多様な障害の方という話がありました。これまで、パブリックコメントに付すにあたり振り仮名はつけずに実施したこともありましたが、今回は振り仮名もつけようかという話もしていただいて、作業も含めると少し日数がかかることとなります。今の想定で申し上げますと、何とか12月20日ぐらいからやればなと考えております。そこから、1カ月間と考えています。

会長 はい、ありがとうございます。  
振り仮名をつける。でも、振り仮名をつけないものもありますよね。振り仮名をつけると文字をコンピューターで読み取るとき、読めないということもお聞きしたことがあります。大変ですけども。

事務局  
(熊谷課長) 本当に、やり方を考えていきたいと思えます。部数の関係もございませぬので、どうするか悩ましい部分はあるのですが、そういった形でできるだけ障害当事者の皆さまからも意見を送られるような形の配布をさせていただければと思っています。

会長 そのような配布、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
坂井委員、よろしいでしょうか。(坂井委員、了承) ありがとうございます。  
そのほか。はい、桔梗委員お願いします。

桔 梗 委員 広くいろんな方々に理解していただくという観点で、先ほどの企業など受け入れる側の関係について。中間案の配布・閲覧場所は、どうしてもこのような形になるのはよく分かります。一方で今、仙台市では市民センターの情報など、メールアドレスを登録して利用するメール配信サービスがあり、私も登録しております。その中に各委員会の情報がすべて網羅できるとは思いませんが、逆に、在宅で動けない方や、目が見えないとか耳が聞こえない方にもさまざまなソフトがあり、インターネットを使うほうが情報入手が楽な方もいらっしゃることを、IT 講師をしていた経験から知っているので、ぜひメール配信の利用促進を促していただきながら、またこのようなパブリックコメントの募集と同時に障害者施設の情報も、ホームページに取りに行くのではなく、メーリングリストでの発信もお考えいただいてもよろしいかと思えます。

会 長 情報の取得までの障害というのもありますので、先段の議論も含め、多くの方々にお知らせしていく手段も必要であると思えます。事務局、その辺もよろしいですね。

事務局 (熊谷課長) 今お話のありましたメール配信、データなどの方法をできるだけ私どもも使いたいと思えます。ホームページからのダウンロード形式もあり、またホームページから直接意見を送ることができる電子申請サービスがありますが、これも今回取り入れたいと。インターネットのほうが使いやすい方が多くいらっしゃることも存じ上げております。できるだけ、使える方法は利用していく方針でおります。

会 長 一つですべてというのはなかなかないわけですから、充足的にさまざまな手段を使うと。ありがとうございます。  
菅野委員お願いします。

菅 野 委員 期間について、12 月から行いますと、このパブリックコメントを実施していますという広報が、いつもは市政だより等でご案内していると思うのですが、いつになく日程が中途半端になります。ほかの手段、例えば、ポスターとか何か、そういう広報の媒体は何かご検討されているのでしょうか。

事務局 (熊谷課長) 媒体といたしましては、今の予定でいけば 1 月 1 日号の市政だよりに載せたいと考えてございました。  
ポスター等については、正直申し上げてこれは考えておりませんでした。広報等いろいろありますが、ホームページに掲載することが現実的なところと考えています。

会 長 ありがとうございます。菅野委員、よろしいでしょうか。(菅野委員、了承)  
とにかく、震災対応もあって遅れ気味であったことも事実だと思います。その中で最善を尽くして、多くの方々にご意見・報告をいただきたいということだと思います。

## 平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

そのほか、いかがでしょうか。目黒委員，お願いします。

目黒委員 災害時対応作業部会の災害時の対応について，避難所であるとか，そういうことは消防局や民生委員，町内会に意見を聞かなくても大丈夫なのかと思います。計画ができてから分かってくださいとやるよりも，意見を聞いて，その時点から関わってもらった方が，よく意識してくれると思います。

ボランティアセンターでも，障害のある人たちのニーズを簡単に言ってもらった方が助かるとの話だったので，それも伺っておきたいと思いますし，皆さんどういうふうに感じていらっしゃるのかも聞きたいと思います。

会長 ありがとうございます。

災害時の対応が，さまざまところで検討されているから，個々の検討に終わらずに，きちんとつながった対応ができるように最善を尽くしてほしいということですね。目黒委員の意見は大事な指摘だと思います。障害者施策推進協議会ではこういうことを，他ではどういうことを，ではなく横断的に検討できるように，さまざまな仕組みをつくっていただきたいとのことです。

事務局，よろしいでしょうか。

事務局 (熊谷課長) 正直言って，この計画だけで直接意見を聞くのは難しいところがございます。今日お配りしております仙台市震災復興計画が本格的に動きだしますが，あわせて，仙台市地域防災計画があり，今，この改定作業も進められようとしてございます。この復興計画，地域防災計画など，さまざまな場でさまざまな意見を既に聞いている実態があるようです。そういったところの重複などもございますので，そちらの情報を仕入れながら，私どもも計画の実施に際し検討させてもらいたいと考えています。

会長 つながることの大事さ，と同時に災害関係でほかの委員会に出ている委員の方々もいらっしゃるでしょうから，私たちの意見をつなぐ役割は協議会の委員の役割であると思います。それもあわせてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(伊藤委員「資料 4 は説明するのですか」) 概要版ですね。資料 5 の本体で説明したのですが，概要版の説明も事務局いかがですか。(事務局「参考でございます。」)

はい，伊藤委員お願いします。

伊藤委員 計画を出すときに，もちろんこれは全部，例えばホームページでしたら閲覧できる形にするのですね。じゃあ，概要版は，概要版でどこかに載せるということですか。(事務局「中間案と概要版はセットで考えていただけると。」)

私も始めは分からなかったのですが，障害者保健福祉計画と障害福祉計画の違い，ここが多分一番分かりにくいのです。例えば，概要版の「2 計画の位置づけ」を読

## 平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

むと、よく読めば分かるのですが、どう違うのか、その内容は概要版だけだとイメージがつかみ辛い。ですから、本編の 3 ページにある図のイメージをしっかりとつくっていただかないといけないと思います。十分書いてはありますが、それでもここが、答える方にとっても大変なところかとも思ったわけです。

会 長 障害者保健福祉計画は、現状で足りない部分について、これからの 6 年間で検討していく課題という整理ですね。障害福祉計画は、具体的な数値も含めたもの、それがよく伝わるようにしてパブリックコメントをしなければ、例えば障害者保健福祉計画は、具体的ではないという指摘を受けたりする。でも、6 年間の中で余り具体的にうたってしまうと動きが取れなくなってしまう。二つの計画について、これを読む市民の方が理解してご意見をくださるような仕組みをつくってほしいと。その辺を検討して、分かりやすくすべきだと思います。

これを読む立場から、趣旨を踏まえた理解をして、読んでいただけるように。障害者保健福祉計画に余り具体を書き込めない事情も、委員の皆様は分かって議論していますが、一般の方々からは具体性がないという指摘があるかもしれない。けれども、具体的にすると 6 年間で柔軟に対応できなくなるので、とても難しいです。でもそれぞれ、障害者基本法、理念法に基づく障害者保健福祉計画、障害者自立支援法に基いて具体的な支援の有り様、支給、サービス料を示す障害福祉計画、二つの計画の違いをどこかで分かりやすく示してもらった方がいいと思います。ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さんからいかがでしょうか。はい、桔梗委員お願いします。

桔 梗 参考までに伺います。いつもこのような協議会で計画の審議がされてパブリックコメントがなされてきたと思いますが、実際にパブリックコメントでどのぐらいの意見が出されるのでしょうか。

事務局 (熊谷課長) 具体の資料は手元にはございませんが、前回、平成 20 年の第 2 期障害者福祉計画については約 50 通寄せられたと記憶しております。

会 長 それら一つ一つに対する答えをきちっと明確にして、取り組んでいたと思います。

桔 梗 そうすると、そのコメントをホームページ上で公開などするのですか。

事務局 (熊谷課長) 基本的に当協議会でお出しした資料はホームページ上に公開になっています。公開資料としてお返しするという形でございます。

会 長 ありがとうございます。

そのほか、委員の皆さんから、パブリックコメントについて、また、時間の進行がスムーズでもありますので、さきほどの中間案について、さらにということも含めて

いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[ さらなる意見なし ]

### (3) その他

会 長 その他として、まず、事務局で何か用意しているものがありますか。

事 務 局 本日、準備しているものは特段ございませんので、委員の皆様から何かございましたらよろしく願います。  
(岩淵主幹)

会 長 では、委員の皆様から、情報提供、皆さんとともに考える必要があること等お出しただければと思います。いかがでしょうか。はい、桔梗委員。

桔 梗 今回、出している意見について仙台市ですごく柔軟に対応していただいております。私  
委 員 自身も感謝しています。その上で、こういった付属機関の運営も変われるのかなと期待を込めてお話しさせていただきます。

仙台市の行政機関や支援する団体について。例えば、支援者の立場で宮城職業訓練支援センターの勉強会に参加するとき、そういった勉強会の開催は、せんだい E 企業だよりなど仙台市のメーリングリストや会社に来る情報で知ります。高齢者の問題はこの協議会の議題ではありませんが、障害者の中にも今や高齢者が多数いる現状もありますので、高齢者と障害者を分けて考える必要がある場合もありますが、やはり一緒に考えていかなければいけないと思うこともあります。相互理解について考えると、例えばフィンランド健康福祉センターで高齢者福祉に関する勉強会があるとすれば、メーリングリストなどで情報発信がされている企業に向けて、障害者の実況についても発信を行っていただけるとよいと思います。

今までも、縦割り、縦割りというわけではなく、どこの担当部署からも歩み寄ろうとしている仙台市の体制があります。この協議会が発信をはじめると他もまねして横のつながりができ、いろんな情報共有ができて、もっと広い形で、地域の中で支援する中でいろんな情報が出てきて、全体でつながっていただけるのではないかと。行政機関がすごく頑張っていってほしいし、本当に知りたいと思っていますので、発信について、この部署が先駆的になっていただけるといいなと、すごく期待しています。

会 長 桔梗委員、ありがとうございました。

関係機関、委員の皆様、桔梗委員もフィンランド健康福祉センターの関係など、さまざまな場でこの協議会での検討内容をお示しいただく。また、今 ICT の技術があるから、いろんな媒体を利用して共有していく大切さが示されました。それらについて、事務局はできる限り、可能な手段を一つ一つ使いながら、フィンランドは障害者福祉で進んでいるところでもありますし、さまざまな産業技術など、みんなでいろんな手段を使っていこうという桔梗委員の大事なお話でした。事務局でもその辺を検討して

いただきたいと思います。

また、さらに委員の皆様は、さまざまな他の関係の仕組みの中にいらっしゃると思いますので、どうか検討の有りようについて横断的に、それぞれ幅を広げるようにしていただければと思います。

事務局よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。はい、目黒委員お願いします。

目 黒 日本自閉症協会で、自閉症の人たちのための防災ハンドブックを作っています。支援者向けと、本人・家族向けの 2 種類で、阪神大震災後に作りました。会員に配布する冊数しかなく、それを学校に持って行ってアピールするといったことが全然できませんでした。

今回、震災を受けて改訂版を出すことになりました。ホームページからもダウンロードできますが、何とかこういうものの存在を知ってもらって、必要なときは配布できる形にしたいと思っています。今回せっかく厚生労働省からお金をもらい、調査やアンケートをして、3 月末には改訂版ができる予定ですが、どうしたら皆さんに使ってもらえるようになるのか、今ちょっと分からずにいるのです。防災ハンドブックの存在だけは知っておいてもらいたいので、ご紹介しました。

会 長 ダウンロードというと、日本自閉症協会のホームページに入れば、ダウンロードできるわけですね。印刷した冊子の数は少ないとのことなので、委員の皆さんも私もホームページで見るようにしたいと思います。ありがとうございます。

赤間委員お願いします。

赤 間 情報提供です。教育局でも今、新しい防災教育について考え始めたところで、非常に楽しみにしております。それに関連して、災害時対応のあり方の報告（資料 3）の 5 ページ、避難所の項にこういう記述があります。「早く来た若い世代が良い場所を占有し、高齢者などが不便な場所にいるという状況がみられたという報告もあり」と、これは非常に悲しい話だと思いました。新防災教育の中でも、今回の震災の避難所で、かたやこういう若者もいたかもしれないが、中学生や小学校高学年、あるいは高校生・大学生でも、本当に一生懸命働いて動いてくれていた若者たちもいるとしており、ここに希望もあると思っております。それにつけても、最後はやはり教育の力であろうと思っております。

それを受けて、国でも、障害のある子供とない子供の交流を得る「共助及び交流学习」を提唱しており、これまでは障害のある側の視点から交流が必要だとしておりました。今回、学習指導要領（小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校が各教科で教える内容について、学校教育法施行規則の規定を根拠に定めたもの）の改定がありました。普通の教育の観点からも障害のある子供たちとの交流を得ることは非常に重要だと、両方から記述する時代になっています。こういう自分のことしか考



## 平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

えないような若者がいるとすれば、これからの 10 年、20 年でいなくなるような教育をしていけたらいいと、教育関係者として思いました。以上です。

会 長 やはり障害の理解については、障害というものは何なのか、一緒に関わるのが大切であり、教育の役割が大事だと思います。ありがとうございました。  
伊藤委員お願いします。

伊 藤 情報提供について、災害時対応作業部会の報告でお話しさせていただきました。報告書 2 ページの最後「様々な主体による、障害者の視点に立った災害時の記録の保存及び発信」について、今、目黒委員に本の紹介をしていただきましたが、いろんな媒体を使い、いわゆるアーカイブスの形で残しておかなければならないとして、今、せんだいメディアテークのご協力のもと、3 月 11 日を忘れないセンターをやっておられまして、本当に多種多様な方々が運営やインタビューを行ったり、実際に被災地に行きながら、ビデオカメラなどで情報を発信または保存・記録しています。

障害のある方々についても、やはり大事に記録を保存して後世に伝えなければならぬので、今、シリーズで「障害者グラフィティ」をやっています。このタイトルも、いろんな方に見ていただけるようにと考えてつけました。既に 2 回 U-stream という動画発信を使って生放送をしております。1 回目は、ゲストとして被災地障がい者センターみやぎの及川さんに障害当事者による支援はどうだったのか話していただきました。及川さんには、2 回目にはホストになっていただき、ハンズ宮城野の斎藤相談員にゲストとして福祉避難所について 1 時間ほど話していただきました。

3 回目は、来週の 7 日水曜日ですが、災害時対応作業部会委員でもいらっしゃいました目黒委員に出ていただいて、自閉症児などのその当時の状況や、いろんなことをざっくばらんに話していただこうと思っています。あとは、今月と来月、再来月もその障害のある方を含めて、いろんな方に出て話していただきたいと思います。文章なども大事ですが、生の声をいろんな方に伝えて、それをいつでもビデオ等で見られるようにしていく活動をしております。7 日の午後 2 時から生放送で、私がホストになり、目黒さんがゲストで話すことになるかと思っています。ぜひご覧いただければ。そしてそれを記録していつでも見られるようになりますので、生放送が見られない方はご覧いただければと思います。仙台メディアテークのホームページからそのまま入ることができますので、どうぞよろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

では、いつも議論がすごく白熱しまして、なかなか話す機会がないので、感想も含めて今日、発言のなかった委員の皆様から、お 1 人、お 1 人簡単にコメントしていただきたいと思います。

岩館委員、黒瀧委員、鈴木委員、諸橋委員、八木委員、山縣委員、渡辺委員、そし

て最後に大坂副会長にまとめてもらいます。岩館委員からお願いします。

岩 館 委員 私は精神科におりますので、精神科救急が多分これからの問題かと思っています。仙台市立病院が、常勤専門スタッフ 365 日配置に取り組むという答申は出ているけれども、その実現が難しく、非常に頭の痛いところであり、具体的にそれを書けないもどかしさを感じながら、中間案を見ていたところです。

黒 瀧 委員 ただいまの岩館委員からのお話、本当にそのとおりです。東北大の先生方、市立病院に医師をどうか入れてほしいというのが私の一番の願いです。それを本当に願って、去年から協議会に参加させていただいて、ここまでこの場でいろんな意見を出させていただいています。私はただの 20 年ですが、家族は何十年も、本当にみんな相当苦勞なさって、それで亡くなっている。親や家族が苦勞なさっているところを目の当たりにして、我が家はそんなに苦勞せずに済んでいます。家族会に携わって、大きなところに行って、お母様方から嘆きの言葉をすごく聞いて帰るというのをしょっちゅう繰り返している毎日です。

それを思うと、宮城県や名取病院に任せず、仙台市内にある病院で少しでも受け入れていただきたい。本当に大変。受け入れてもらえず警察にお世話になっているのが現状であり、警察で落ち着けばすぐに自宅に戻します。すると、また同じことをやる。家中が嘆いているという方が何人もいらっしゃいます。

本当に微力ですが、この場で少しでも発言させていただいて、今回の中間案の方に施策の一環としてまとめていただいたことをとてもうれしく感じております。ありがとうございました。

鈴 木 委員 今日の特にございません。ありがとうございました。

諸 橋 委員 今回の計画策定に当たって、就労支援作業部会を設置し、いろいろご意見を聞かせていただきました。基本的には、障害者就労支援センターのあり方を協議していただいたと感じております。そういう意味では、私たちが仕事の上で果たす役割であると考えました。第 3 期障害福祉計画で 26 年度に 100 人の就労移行という目標数値が掲げられていますし、センターとしてもこの 100 人を目指していく、ぜひ実行できるように頑張っていきたいと思っております。

ただ、国の指針と比べると、就労移行支援事業利用者数あるいは就労継続支援（A 型）利用者割合が指針より不足した数で挙げざるを得ない現状については、私たちの課題が非常に大きいと思います。ぜひ障害のある方たちが一般就労していく、生活の質を高めていくための役割をしっかりと果たしながら進めさせていただきたいと考えています。

八 木 委員 私は今、仙台市社会福祉協議会におりますが、計画をつくるだけの実行性や理論に

委員 員 について考えますと、この障害福祉は、市の行政の中でも恐らく難しい分野だろうと思っています。手前どもの組織で、今日から「引越しサロン」をスタートさせ、みなし仮設住宅に入っている方々の支援に計画的に取り組んでいます。この計画も、実際にいろいろと捕らえた話を文字にしています。計画として書くのは簡単ですが、相互にいたわる姿を実現しようと思うと、やはり、かなりしんどいのです。しかも、社会福祉協議会の中でよくご理解いただける方々、民生委員や市の社協員などの他に、やはり地域の方のお力添え、ないしはご理解を得て、具体的な援助などの行動を起こしてもらおうと思うと、なかなか難しい。こういった計画策定には、自分のこととして、またその分野に明るい方々が委員として参画されますが、これを行政がただ書くのではなく、具体的に到達できる姿、到達目標の数値化などの手法もあるのでしょうか、これを盛り込む必要があるだろう。計画期間内にどの程度の姿が見えるのか、可能な範囲で、素人にも分かりやすいような表現の仕方で、例えばその描かれたものを、計画の次の見直しをする際に表現できる方法がないかと思っております。その辺について、本来であればこういう場で議論があれば非常に参考になったかと思いました。

会長 大事な指摘ありがとうございました。さらに、地域の方々と一緒にという部分、八木委員にお願いします。防災の面でも、目黒委員のご指摘もありましたいろんなところにつないでいていただくことも、やはりお願いしたいと思います。  
山縣委員お願いいたします。

山 縣 障害者保健福祉計画は、先ほどの説明にもありました仙台市基本計画及び仙台市震災復興計画を踏まえて作成したということで、私も意識しながらこの会に参加してきました。いただいているこの仙台市震災復興計画は、もう完成品でしょう。この中を見ますと、章のレベル、あるいは節のレベルぐらいには、障害のある人たちについて我々がずっと基本的に目指してきた「誰もが互いに尊重し」云々というような内容があってもいいのではないかと。そういうレベルではどこにも載っていないのです。特別に障害云々だとかは考えなくてもいい、条文にしなくてもいいということかもしれませんが、私からすると、本来そんなレベルのものがあってもいいのではないかと観察しておるところです。

それから、視覚に障害のある方たちの相談や地域活動支援事業などをやっていますが、先ほどの計画中間案の資料にもありましたように、統計で見ましても障害者の6割ぐらいを60歳以上の方が占めています。先ほど意見にもありましたが、いろんな対応は、高齢者の問題でもあります。そういったところをしっかりと連携し、知りながら対応していかないと、なかなかうまく対応できません。障害者のいろんな問題は、ありとあらゆる分野に関連しているのですから、私たちの障害者保健福祉計画・障害福祉計画をしっかりとそばに置きながら、具体的な計画をしていかないとうまくいかないと実感しております。

## 平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

会 長            ありがとうございます。復興計画などの中に盛り込めるかどうか分からないけれども、この検討があったことが伝わるような手段をしっかりと確保してほしいということ、障害のある人で高齢の人が多いわけだから、つながりをしっかりと持つことで計画が生きてくるという大事な視点だと思いました。

渡辺委員をお願いします。

渡 辺            情報提供させていただきます。先般 11 月 25 日に民間企業の法定雇用率の発表がありました。宮城県全体で 1.0%と、前年に比べて 0.02%下がっております。ただ、算定方法が去年と今年では違っており、また震災による影響で法定雇用率の発表が遅れたのですが、障害者の雇用者数については 3770.5 人と、過去最高を更新しております。達成企業の割合も、若干前年度より下がっておりますが、少しずつではあります。着実に進んでいると言えるかと思えます。

その他、パブリックコメントの実施について、閲覧場所として市役所関係の機関が多くなっておりますが、ハローワークももちろん障害のある方に利用していただいておりますので、我々も、こういった配布や閲覧はできると思えます。依頼いただければ、ぜひ協力したいと思えました。

会 長            いろんな方々に関心を持っていただく、関わっていただくことがとても大切です。ハローワークのご協力、ありがとうございます。

それでは、副会長、全体的なことも含めてお願いします。

副 会 長            今回の計画策定では、山を越えて、いよいよパブリックコメントを出すところまで来ました。先ほど課長もおっしゃっていましたが、私どものこの会は施策推進協議会でありますので、つくったものをどう推進していくかというのが一番大きな課題であります。資料 5 の 26 ページに「各主体の役割」がありまして、それが役割を果たさなければならないということと、最後に推進協議会としてこの協議会が果たしていく役割も明確になっています。その中でも、特にモニタリングと正確な評価、何かと厳しい状況が今さまざまありますので、その状況下でもせめてこの計画が順調に推進されていくことを、この協議会で引き続き担っていかねばいけないと深く心に刻んで、次年度以降進んでいきますように、委員の皆さんとともによろしく願いいたします。以上でございます。

会 長            全体を考えると、大事な意見を大坂副会長からいただきました。

計画というのはこれから必要なものを書くのが基本であり、法に基づいて障害者保健福祉計画に位置づけられていくという確認です。

一言だけつけ加えさせていただきます。先ほど鈴木委員は特に今回はないとおっしゃいましたが、仙台市は障害者の歯科診療の先駆的な地域であること、訪問歯科診療も先駆的に取り組んで、そして障害者診療の施設も持っている。鈴木委員をはじめ歯科医師会が取り組んできたことです。できてきたことは、なかなか書き込むことはで

## 平成 23 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 4 回）

きません。そのような積み重ねの上に、さらに歯科医師会も一生懸命やっていただきたいと思います。

計画というのは、今足りないものを書いていくものだということを確認する意味でも、鈴木委員にこれからよろしくお願ひしたいと思ひますし、それぞれ委員の方々が関わるところで、今日の意見もありましたいろいろ発言し、関わる中で計画を絵に描いたもちにしないようにしていく。大坂副会長のお話にもありましたが、それは私たちの第三者機関としての大きな役割だと実感しまして、今日の協議はこれにて終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

次回も時間があれば、このように話をする時間を設定できるように進行できればいいと思ひます。感想も含めて、委員の皆様の発言にこれからの大事な課題が出ていると思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、私の進行してきた部分は、ここで終了させていただきます。

### (4) 閉会

署名人

岩館 敏晴

